

## 千葉市新規就農研修奨励金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、千葉市新規就農希望者研修実施要綱（平成12年4月1日施行。以下「要綱」という。）に基づく研修奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (奨励金交付要件)

第2条 研修生が農家研修又は実地研修を受講した場合、奨励金を交付する。

2 奨励金は、次の各号に該当するときは、交付しない。

(1) 千葉県の農業次世代人材投資事業交付要綱に規定する農業次世代人材投資資金（準備型）の給付を受けている。

(2) 千葉市農業次世代人材投資事業交付要綱に規定する農業次世代人材投資資金（経営開始型）の給付を、研修受講年度に受けている、又は受ける予定である。

### (奨励金の額及び交付方法)

第3条 奨励金の額は、原則1ヶ月50,000円とする。

2 奨励金は、農家研修又は実地研修を受講した当該月に対し交付する。

3 奨励金の交付方法は、要綱第8条に基づく研修報告書（様式第8号）及び奨励金交付請求書により交付する。また、奨励金は、原則として受講した月の翌月交付する。

### (奨励金の返還等)

第4条 市長は、奨励金の交付を受けた研修生が、虚偽又は不正な申請により、奨励金の交付を受けた場合、奨励金を返還させることができる。

2 市長は、次のいずれかに該当するときは、奨励金の返還を免除することができる。

(1) 災害その他、研修生の責めに帰することができない理由により、研修の受講及び就農ができなくなったとき。

(2) その他、市長が特に認めたとき。

### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。